

【2025.6.6 京橋法人会主催； 日本橋法人会・京橋間税会共催 セミナー】

電帳法と税務行政のDX

禁無断転載

一般社団法人 租税調査研究会 主任研究員
税理士 松崎 啓介

目次

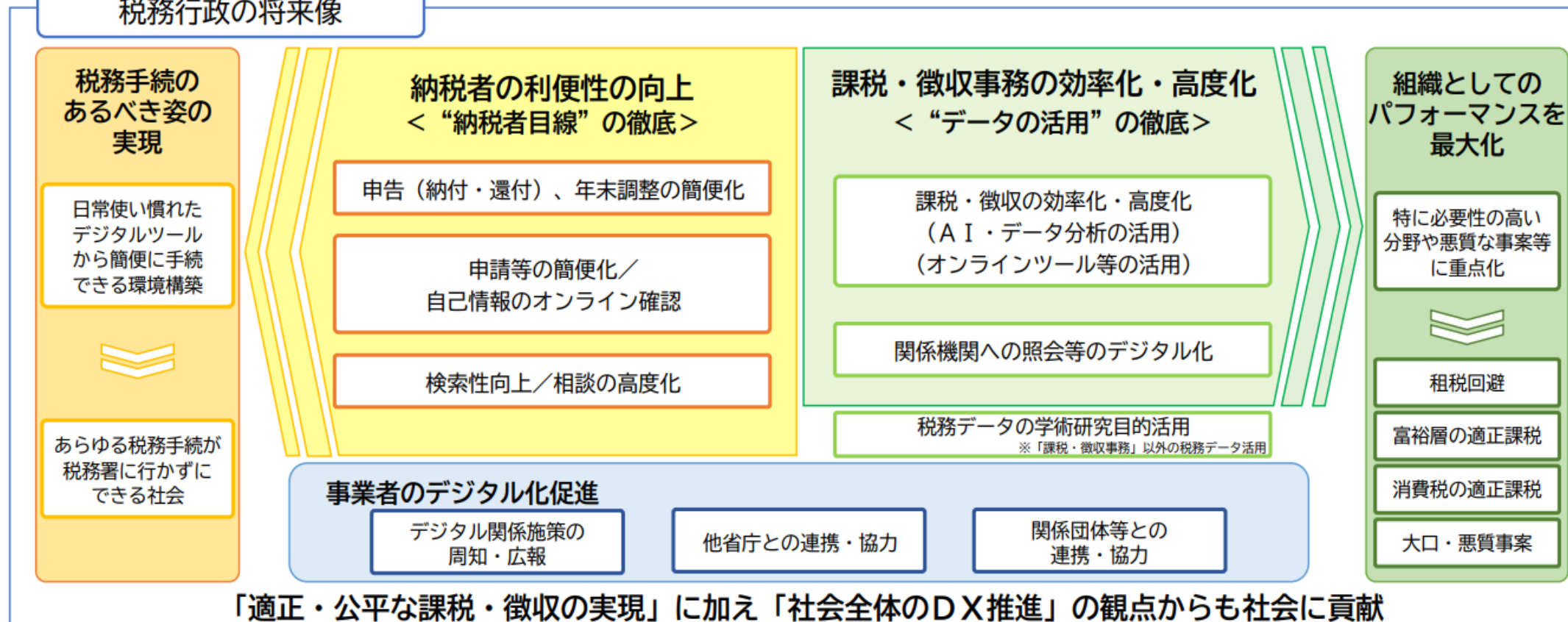
- 1.税務行政のDX化と税務調査・電子データ取引
- 2.優良な電子帳簿・最低限の要件を満たす電子帳簿
- 3.スキャナ保存
- 4.重加算税の加重制度
- 5.デジタル化関連の令和7年度税制改正

税務行政のDX化と税務調査・ 電子データ取引

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション – 税務行政の将来像 2023 –

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
- ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
 - 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。

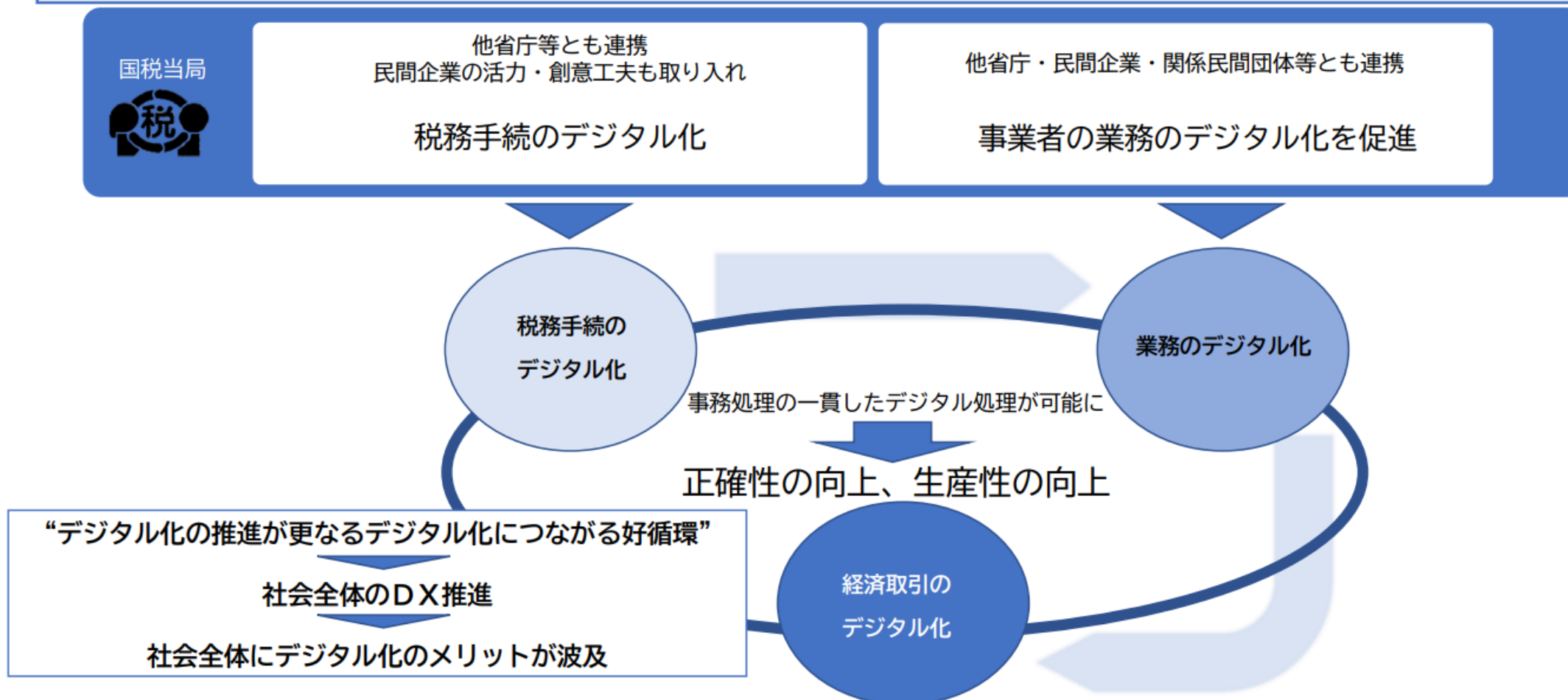
税務行政の将来像



- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

税務を起点とした社会全体のDXの推進（イメージ）

- ◆ 税務手続のデジタル化だけでなく、事業者の業務のデジタル化を併せて促進することにより、経済取引のデジタル化につなげていきます。これにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、生産性の向上等といった効果も期待されます。
- ◆ 他の事業者のデジタル化も促され、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”が生み出されることを通じて、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。



事業者の業務のデジタル化（概念図）

IV 事業者のデジタル化促進

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といったメリットを享受できるものと考えられます。



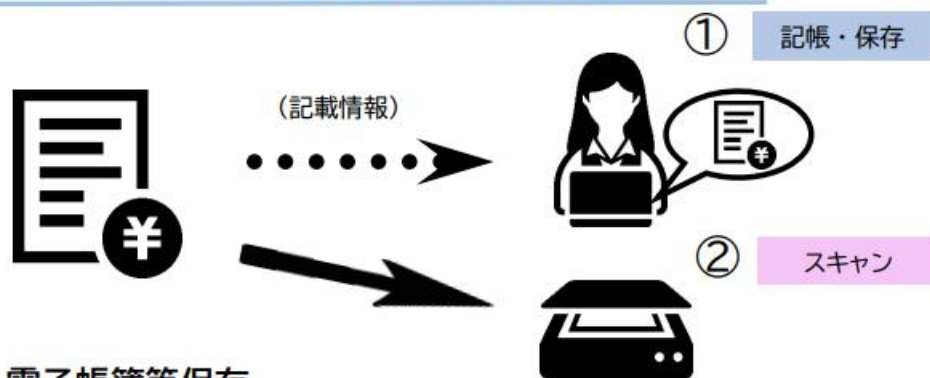
（その他事業者のデジタル化促進のための施策）

・マイページで自己情報の確認、タックスアンサー、チャットボット、年末調整の電子化、マイナンバーカード取得促進

電子帳簿等保存制度

- ◆ 電子帳簿等保存制度は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度です。
- ◆ ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けています。

1 事業者のデジタル化に伴い任意で利用可能な制度



① 電子帳簿等保存

帳簿（仕訳帳等）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、一定の要件の下、データのままで保存等ができる〔平成10年度税制改正で創設〕

② スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した領収書・請求書等）については、その書類を保存する代わりとして、一定の要件の下でスマートフォンやスキャナで読み取ったデータを保存することができる〔平成17年度税制改正で創設〕

2 事業者においてデジタル化の対応が必要な制度



③ 電子取引データ保存

所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、取引情報のやりとりをデータで行った場合には、一定の要件の下、やりとりしたデータを保存することが必要〔平成10年度税制改正で創設〕

- ・ 電子帳簿等保存制度については、経理のデジタル化を通じた生産性の向上等につながるものであるほか、税務手続の電子化を進める上でもその基盤を成す重要な制度。
- ・ 正確な記録及びトレーサビリティが確保された会計帳簿の保存は、会計監査や税務調査における事後検証可能性の観点に加え、内部統制や対外的な信頼性確保の観点からも有用。
- ・ 国税庁としても、優良な電子帳簿の普及・一般化をはじめ、電子帳簿等保存制度の利用促進・定着を推進している。

令和6年度税制改正大綱（R5.12.14自民党・公明党）

第三 検討事項（電子帳簿保存法関係）

7 . . . 複式簿記の記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について更なる検討を早急に行い、結論を得る。その際、取引に係るやり取りから会計・税務までデジタルデータで処理することで、納税者側の事務負担の軽減等及び適正・公平な課税・徴収の実現を図る観点を踏まえることとする。

令和7年度税制改正大綱（R6.12.20自民党・公明党）

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

6（1）税務手続のデジタル化による利便性の向上

経済社会のデジタル化に伴い、事業経営や取引・財務に関する情報処理、決済の分野でもデジタル化が進展しており、納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行うことができるよう、税務手続のデジタル化を推進する必要がある。このため、取引に係るやり取りから会計・税務までのデジタル化に対応する観点から、電子取引データに関連する重加算税の加重を適用しない措置等を講ずる。

また、デジタル技術を活用して、事業者の取引に係るやり取りから会計・税務までがシームレスにデジタルデータで処理されるという方向性を事業者や関係機関と共有しつつ、証憑及び帳簿の両方を通じた、取引の段階から誤りが生じにくい仕組みやトレーサビリティが確保された帳簿書類の普及・一般化に向けて、引き続き検討する。

A I ・ データ分析の活用

A I も活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいきます。

1 申告漏れの可能性が高い納税者等の判定

収集した様々なデータを、B A ツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。

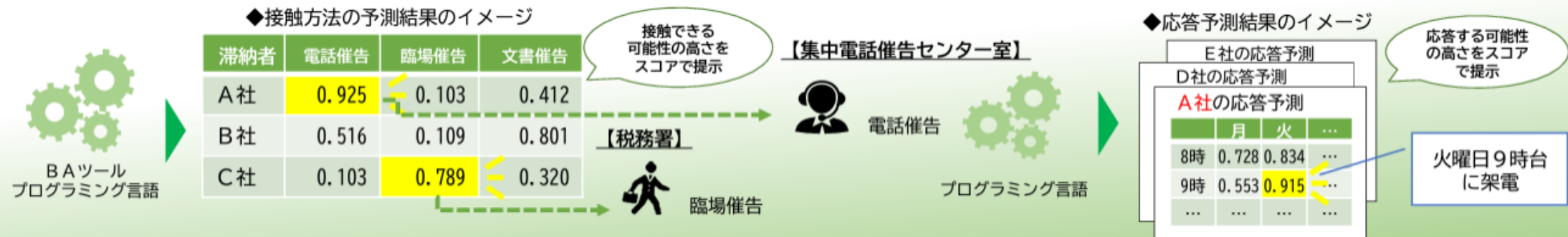


※ B A (Business Analytics) ツール…蓄積された大量データから統計分析・機械学習等の高度な分析手法を用いて、法則性を発見し、将来の予測を行うツール

2 滞納者への最適な接触方法等の予測

B A ツール・プログラミング言語を用いて、滞納者の各種情報（過去の接触事績、申告書データ、業種等）を基に、滞納者ごとに接触できる可能性の高い方法（電話催告、臨場催告、文書催告）を予測し、効率的な滞納整理を実施します。

集中電話催告センター室においては、滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析し、曜日・時間帯ごとの応答予測モデルを構築した上で、応答予測の観点を追加したコールリスト（A I コールリスト）に基づき架電する等により、応答率の向上を図ります。



法人の税務調査にA Iやデータ分析の活用により、法人の税務調査による追徴税額は高水準を記録

- 国税庁から令和6年11月、令和5事務年度の法人税等の調査事績が公表された。
- 実地調査件数は昨事務年度よりも減少しているものの、1件当たり追徴税額は増加し、法人税・消費税の追徴税額は直近10年で2番目の3,197億円を記録した。
- この要因としてAI・データ分析を活用することで、調査必要度の高い法人を的確に絞り込み、深度ある調査を実施した結果と考えられる。
- 国税庁では、申告内容や調査事績や法定調書のほか、税務当局が独自に入手した資料情報、民間情報機関や外国政府から入手する情報などをデータベースに蓄積している。
- この膨大なデータをBA（Business Analytics）ツール（蓄積された大量データから統計分析・機械学習等の高度な分析手法を用いて、法則性を発見し、将来の予測を行うツール）・プログラミング言語を用いて分析している。
- この分析結果を活用して調査必要度の高い納税者を選定し、悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触を実施するなど、効率的な調査や行政指導を実施した結果がこの調査事績に繋がっていると考えられる。

相続税のAI活用による税務調査が始動

新聞報道等によれば、国税当局は令和7年7月から、全国で実施する相続税の税務調査などに人工知能(AI)を活用するとのこと。

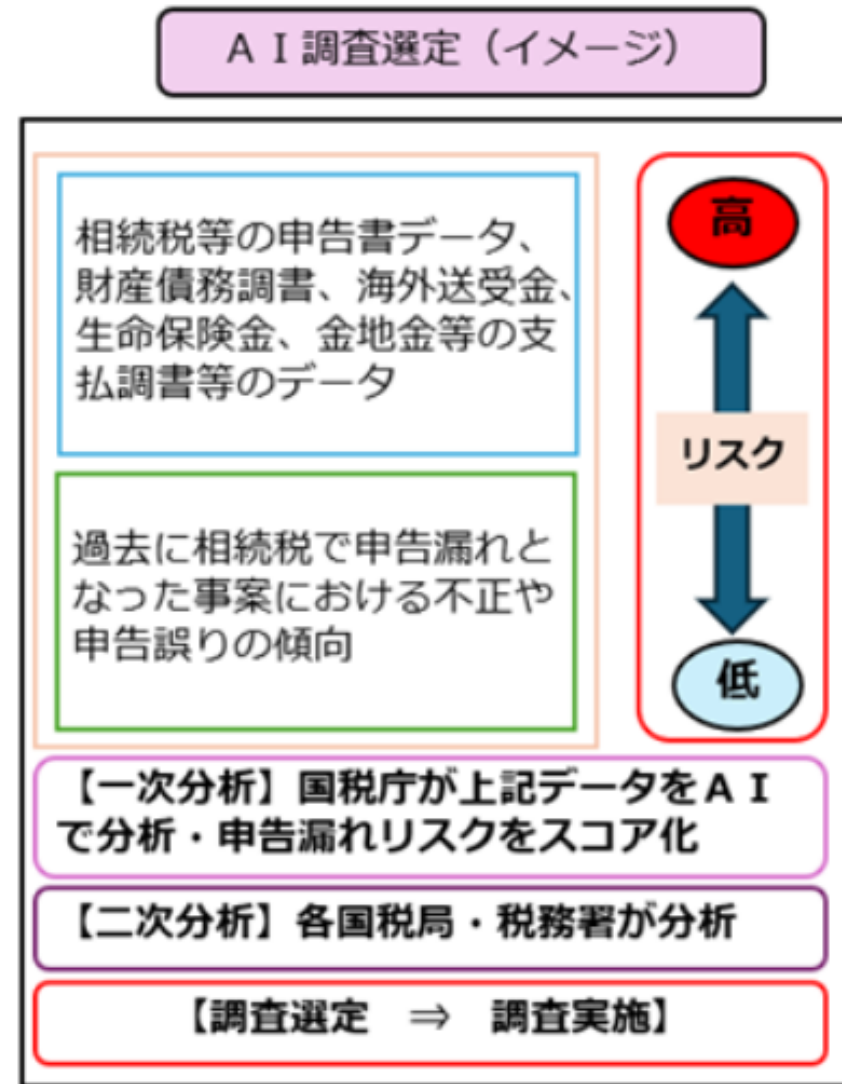
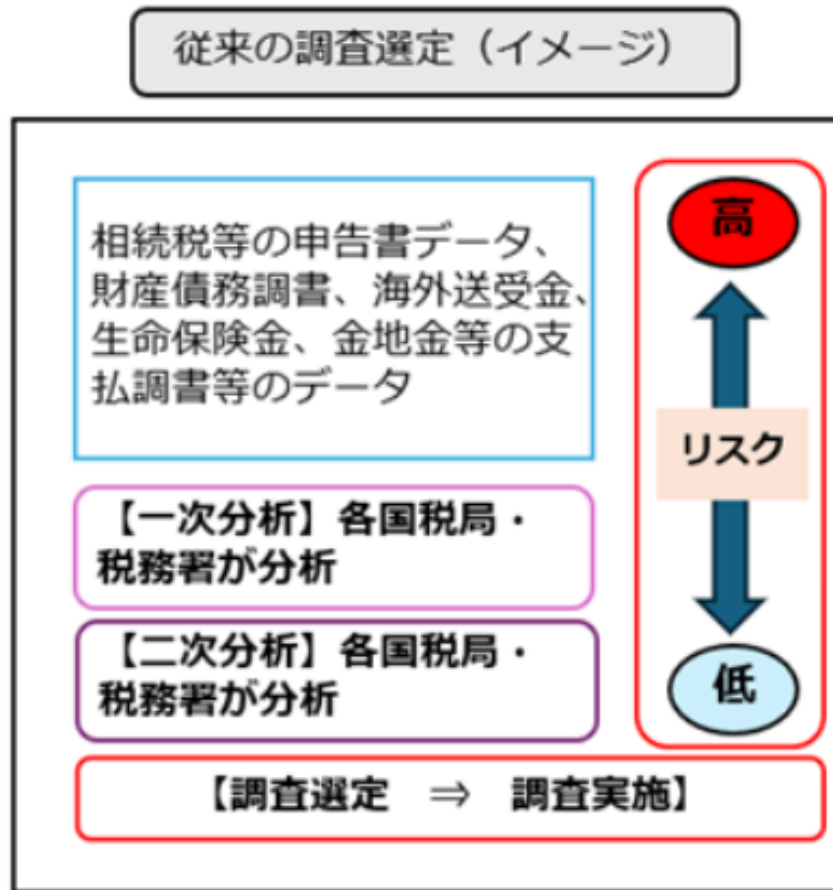
国税庁によれば、AIでの分析対象となるのは令和5年以降に発生した相続事案を中心にAIでの分析対象とするもの。

具体的には、全国の相続税申告書のデータを収集し、高額の財産を持つ人が提出する財産債務調書や国外財産調書、国外に送金又は受金した金額等が国税に報告される国外送金等調書、生命保険一時金の支払調書、海外の金融口座残高が報告されるCRS情報、金地金売却額の支払調書などをAIで分析、過去に相続税で申告漏れなどが生じた案件から不正や申告ミスが生じる傾向を見つけ出し、リスクレベルに応じてスコア付けを行い、調査が必要な事案の選定の対象とするもの。

最終的には各国税局や税務署で調査選定を行う。

(出所：2025年3月14日日本経済新聞等の報道資料を基に作成。)

【調査選定のイメージ】



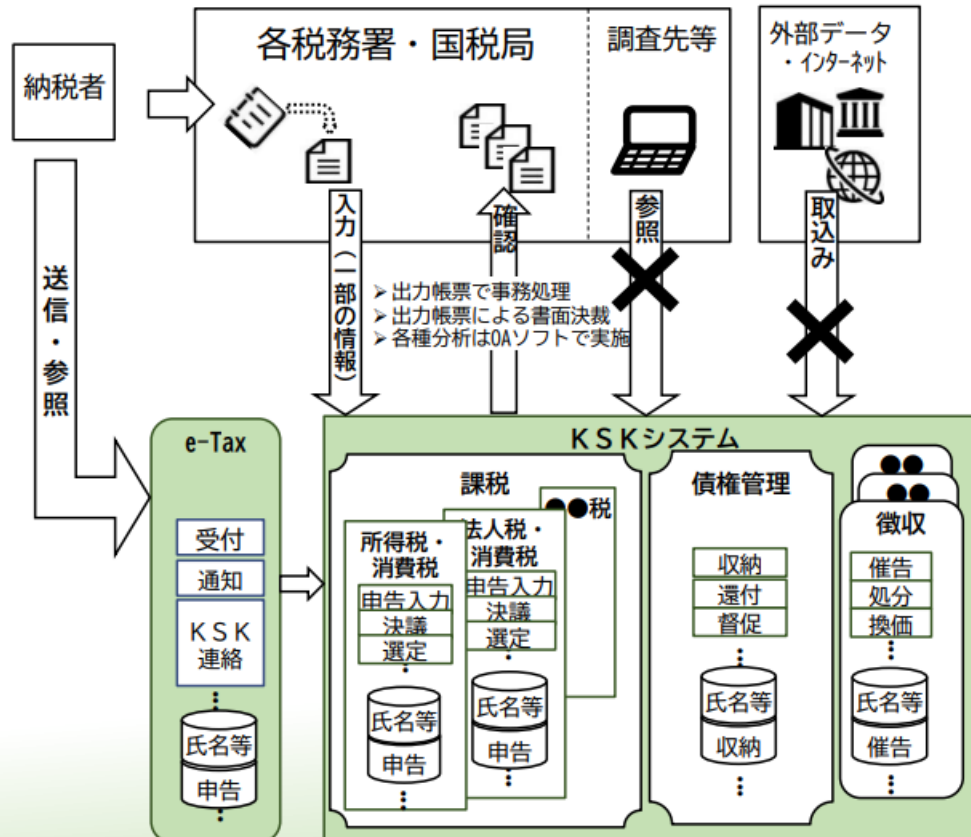
（参考：2025年3月14日 日本経済新聞）

システムの高度化

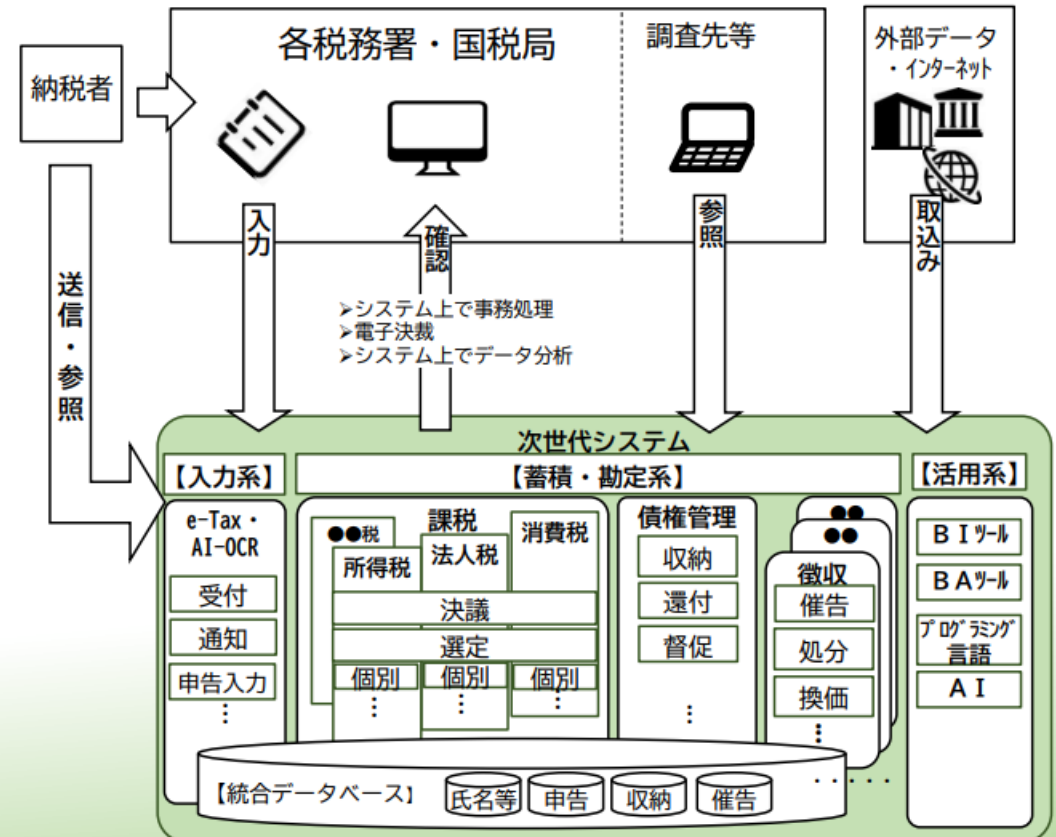
以下のコンセプトに基づき、基幹システムを刷新します。

- ⇒ 書面中心からデータ中心の事務処理（紙からデータ）
- ⇒ 税目別・事務系統別のデータベース・アプリケーションの統合（縦割りシステムの解消）
- ⇒ 独自の大型コンピュータ（メインフレーム）からオープンなシステムへの刷新（メインフレームからの脱却）

【現状】



【令和8年度】



（注）論理的なイメージであり、物理的な機能配置や構成を示すものではない。

データ活用推進のための人材確保、人材育成

国税専門官採用試験に「理工・デジタル系」の試験区分を新設しており、これを通じて採用した人材も含めて、データ活用を推進するための人材を研修等を通じて育成します。

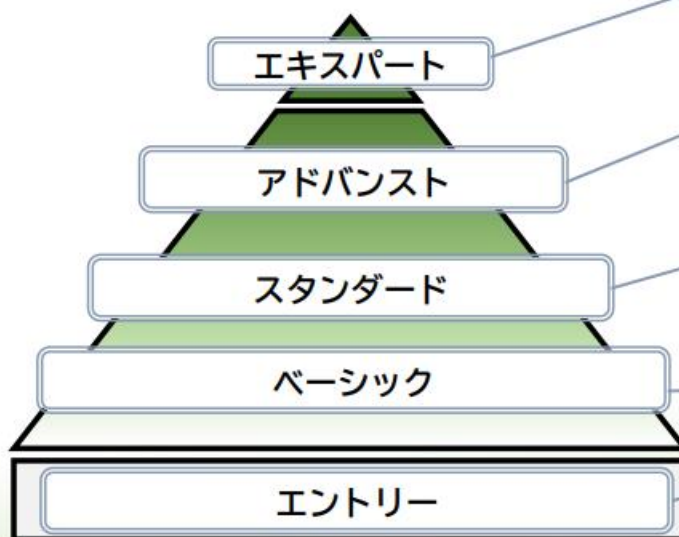
1 新試験区分の新設



2 データリテラシーレベルに応じた研修体系の整備

統計学やA Iを活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修体系を整備

【データリテラシーレベルのイメージ】



【求める知識（○）と技術（●）の例】

- 統計学や機械学習の高度な専門的知識
- プログラミング言語による予測モデルの構築
- 機械学習のアルゴリズムや予測モデル構築プロセスの知識
- 統計解析ツールを利用した高度なデータ加工と分析
- 機械学習の基礎的な知識
- 可視化ツールを利用した分析
- 統計学とデータ分析の基礎的な知識
- 基礎的なデータ集計と可視化
- ・ データ分析の意義の理解

電子帳簿保存法により帳簿書類を保存している場合の税務調査

電子帳簿保存法により、帳簿や書類を保存している場合の調査は、取引全体の流れの中で、入力及び出力の処理の手順として、所定の手続を経て承認された証票書類に基づき、

- ① だれがどのように仕訳データの入出力を行っているのか、
- ② 入力担当者により入力内容の確認及び管理責任者による確認後、誤りを発見した場合の訂正、削除の処理をどのように行っているのか

などの電子計算機処理に関するワークフローの流れの説明を求められることが考えられます。

税務調査の前に、あらかじめ説明するための資料を作成しておいた方がよいでしょう。

これからの税務調査への対応

- 税務調査では帳簿の確認を基本とし、帳簿に関連する書類や取引情報の確認を行っていくことが想定されます。
- 帳簿に記載されていた取引内容を確認するために、検索機能等により必要となる電子取引データを探し出し、モニターに表示あるいは書面に出力することにより取引内容の確認を行っていくことになるものと考えられます。
- そのデータが保存要件に従っていなかった場合には、追加的な説明や資料の提出等が必要となる場合があるかも知れません。
- また、保存データのダウンロードの求めに応じることにも保存要件となっている場合には、税務職員の求めの全てに応じることが求められ、一部でも応じない場合には、要件に従って保存等が行われていないこととなります。
- これからの税務調査はデータのダウンロードを求められることも多くなると考えられますので、調査対象事業年度の保存データについて、求めに応じ提供できるように準備しておくことが必要となります。

「データ活用等による税務執行の効率化・高度化等」の取組み (令和6事務年度 国税庁実績評価事前分析表)

(取組内容)

- 課税・徴収をはじめとした税務執行の効率化・高度化を図るため、データを活用した取組を推進します。
- 具体的には、国税組織内・外における多様かつ膨大な情報の中から必要なデータを抽出・加工・分析等することにより、申告漏れリスクの高い納税者の特定や滞納者への効率的な接触を図ります。あわせて、データを活用した事務運営を実践するため、研修の実施による職員スキル向上に取り組みます。

(令和6事務年度目標)

- 課税においては、調査必要度が高い納税者に対して重点的に事務量を投下するため、国税組織内・外における多様かつ膨大なデータ及びAIを活用し、申告漏れリスクの高い者を的確かつ効率的に抽出するなど、調査の効率化・高度化に努めます。

「的確な調査事務の運営」の取組み (令和6事務年度 国税庁実績評価事前分析表)

- 税務行政を取り巻く環境がますます厳しくなる中で、国外への資産移転等により税負担を免れるような課税困難事案や大口・悪質な不正事案等に的確に対応するためには、調査関係事務量を適切に確保していく必要があります。
- このような状況の下、適正・公平な課税を実現していくため、デジタル化やアウトソーシングなどの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、申告事績や調査事績の情報など様々なデータを活用した分析に基づきながら、効果的・効率的な調査事務運営を推進します。具体的には、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下する深度ある調査を実施し、その他の納税者に対しては、書面郵送・電話連絡等による簡易な接触を幅広く実施することで、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上を図るほか、次のような取組を実施します。

1. 納税者の負担軽減等

所得税や法人税の調査を実施する際には、併せて消費税、源泉所得税等の他税目の調査も同時に実施するほか、可能な限り迅速に進めるなど、納税者の負担軽減と調査の効率性に配慮します。

2. 調査の際の指導等

調査において、納税者と調査担当者との間で見解の相違がある事案については、納税者の主張や調査担当者が把握した事項を整理し、十分な証拠収集等に基づく事実認定を行い、法令を適正に適用します。

また、調査の際には、誤りを指導してそれを是正するにとどまらず、調査を契機に納税者が税務に関する知識を深め、将来にわたって自主的に適正な申告と納税ができるよう、その内容を納税者に分かりやすく説明し、理解が得られるよう配慮します。



日連 6 第 1174 号
(認 第 23 号)
令和 7 年 1 月 10 日

税理士会会長 様

日本税理士会連合会
会 長 太田 直樹
(公印省略)

会計ソフト利用状況等の確実な記載について（周知依頼）

標題の件について、国税庁より、別紙のとおり、会計ソフト利用状況等の確実な記載について周知依頼がありました。

つきましては、貴会支部及び会員にご周知いただきますようお願いいたします。



日本税理士会連合会

会長 太田 直樹 様

官 改 5 - 16

課 個 5 - 31

課 法 7 - 38

令和6年12月18日

国税庁

長官官房デジタル化・業務改革室長

菅 沼 哲 矢

課税部個人課税課長

大 柳 久 幸

課税部法人課税課長

秦 幹 雄

会計ソフト利用状況等の確実な記載について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁では、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」を公表し、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に加え、社会全体のDX推進への貢献を図る観点から、新たに「事業者のデジタル化促進」に取り組むことを掲げ、税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいるところです。

具体的には、デジタルインボイスやAI-OCR等の導入によるデジタル化のメリットを案内するなどにより、各種デジタルツールの導入を促す施策に取り組んでいるところですが、これらの施策の検討に当たっては、今後、所得税申告書及び法人事業概況書の会計ソフトの使用の有無を記載する項目の記載内容を参考として活用することを予定しています。

同項目の位置づけが今後益々重要性を増すことに鑑み、事業者の皆様と同項目を確実に記載いただくよう、国税庁ホームページに別紙のとおり協力依頼を掲載しました。

貴会におかれましては、上記取組についてご理解をいただくとともに、国税庁ホームページのURLを各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様へ周知いただき、当該項目の確実な記載に向けてご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。



日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 様

官 改 5 - 16
課 個 5 - 31
課 法 7 - 38
令和6年12月18日

国税庁

長官官房デジタル化・業務改革室長
菅 沼 哲 矢
課税部個人課税課長
大 柳 久 幸
課税部法人課税課長
秦 幹 雄

会計ソフト利用状況等の確実な記載について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁では、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023ー」を公表し、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に加え、社会全体のDX推進への貢献を図る観点から、新たに「事業者のデジタル化促進」に取り組むことを掲げ、税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいるところです。

具体的には、デジタルインボイスやAI-OCR等の導入によるデジタル化のメリットを案内するなどにより、各種デジタルツールの導入を促す施策に取り組んでいるところですが、これらの施策の検討に当たっては、今後、所得税申告書及び法人事業概況書の会計ソフトの使用の有無を記載する項目の記載内容を参考として活用することを予定しています。

同項目の位置づけが今後益々重要性を増すことに鑑み、事業者の皆様にも同項目を確実に記載いただくよう、国税庁ホームページに別紙のとおり協力依頼を掲載しました。

貴会におかれましては、上記取組についてご理解をいただくとともに、国税庁ホームページのURLを各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様へ周知いただき、当該項目の確実な記載に向けてご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

連絡先：国税庁長官官房 デジタル化・業務改革室
電 話：03-3581-4161（国税庁代表）
担 当：安居・阿部（内線 3331）

3 会計ソフトの利用状況等の記載のお願い

所得税等の確定申告書や法人税等申告に係る法人事業概況書において、以下の項目のとおり、事業者の会計ソフトの利用状況等の記載をお願いしているところです。

- 1 所得税及び復興特別所得税の確定申告書第1表の収入金額等のア～ウ欄の区分
- 2 法人税及び地方法人税の申告に係る法人事業概況書に設定している、「5 PC利用状況」に係る項目

これらの項目の記載状況については、今後の事業者のデジタル化促進に向けた各種施策の参考に資するものですので、上記申告書等の作成に当たっては、当該項目の確実な記載にご協力をお願いいたします。

(参考1) 所得税申告書様式

令和0年分の所得税復興特別

納税地

現在の住所又は事業所等

収入

営業収入

雑収入

(参考2) 法人事業概況書様式

法人事業概況説明書

法 屋号

事業自令和

4 期末従業員の状況(単位:人)

5 PC利用状況

(1) 常勤役員

(2) 非常勤役員

(3) P C の利用状況

(4) 会計ソフトの利用等

(5) 会計ソフト名

(6) メールソフト名

このページの先頭へ

税務署長
令和 年 月 日

令和 06 年分の 所得 税 及 び
復興特別所得税 の

申告書

F A 2 2 0 4

第一表
(令和六年分用)

納税地	〒															個人番号 (マイナンバー)												生年月日																																														
現在の住所 又は 居所 事業所等															フリガナ																																																											
															氏名																																																											
令和7年 1月1日 の住所															職業															屋号・雅号															世帯主の氏名															世帯主との続柄														
振替継続希望														種類	青色	分離	国出	損失	修正	特農の 表示	特農	整理 番号															電話番号															自宅・勤務先・携帯																						
(単位は円) 収	事業	営業等	区分		ア															課税される所得金額 (12-29)又は第三表 上の30に対する税額 又は第三表の95 配当控除	30															000																																						
	業	農業	区分		イ																31																																																					
	不動産	区分1		区分2	ウ																32																																																					

事業所得（営業等・農業）

収	事業	営業等	区分	2	ア	4	0	5	7	2	6	0	0
	業	農 業	区分		イ								
	不動産	区分1		区分2	2	ウ		2	2	5	7	0	0

※ ア欄又はイ欄の「区分」の□には、令和6年の記帳・帳簿の保存の状況について、次の場合に応じて、それぞれ次の数字を記入します。なお、4又は5に当てはまる場合、10万円を超える青色申告特別控除の適用は受けられません。

電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たし、電磁的記録による保存に係る届出書（又は電磁的記録に係る承認申請書）を提出し、総勘定元帳、仕訳帳、その他必要な帳簿について電磁的記録による備付け及び保存を行っている場合	1
自己が最初の記録段階から一貫して会計ソフト等の電子計算機を使用して記帳している場合（1に該当する場合を除きます。）	2
総勘定元帳、仕訳帳、その他必要な帳簿を備え付け、日々の取引を正規の簿記の原則（複式簿記）に従って記帳している場合（1又は2に該当する場合を除きます。）	3
日々の取引を正規の簿記の原則（複式簿記）以外の簡易な方法で記帳している場合（2に該当する場合を除きます。）	4
上記のいずれにも該当しない場合（記帳の仕方が分からない場合を含みます。）	5

不動産所得

収	事	営業等	区分	2	ア	4	0	5	7	2	6	0	0
	業	農 業	区分		イ								
	不動産	区分1		区分2	2	ウ		2	2	5	7	0	0

※ ㊦欄の「区分2」の□は、「事業所得（営業等・農業）」の「申告書の書き方」にある㊦欄・㊩欄の「区分」の記入の仕方を参照し、記入します。

電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たし、電磁的記録による保存に係る届出書（又は電磁的記録に係る承認申請書）を提出し、総勘定元帳、仕訳帳、その他必要な帳簿について電磁的記録による備付け及び保存を行っている場合	1
自己が最初の記録段階から一貫して会計ソフト等の電子計算機を使用して記帳している場合（1に該当する場合を除きます。）	2
総勘定元帳、仕訳帳、その他必要な帳簿を備え付け、日々の取引を正規の簿記の原則（複式簿記）に従って記帳している場合（1又は2に該当する場合を除きます。）	3
日々の取引を正規の簿記の原則（複式簿記）以外の簡易な方法で記帳している場合（2に該当する場合を除きます。）	4
上記のいずれにも該当しない場合（記帳の仕方が分からない場合を含みます。）	5



法人事業概況説明書

F B 1 0 0 7

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

整理番号

法人名	屋号()	事業年度	自令和 年 月 日	税務署 処理欄						
	電話() -	至令和 年 月 日								
法人番号		自社ホームページの有無	☐ 有 ☐ 無	(自社ホームページアドレス)						
1 事業内容	()業	2 支店・子会社の状況	(1) 国内支店・店舗数		(2) 国内子会社の数					
			海外支店・店舗数			海外子会社の数				
			所在地1	従業員数			うち出資割合が50%以上の海外子会社数			
			所在地2	従業員数			出資割合%	%		
4 期末従業員等の状況(単位:)	(1) 常勤役員	(1) 取引種類	☐ 輸入	☐ 輸出	☐ 無	取引金額(百万円)				
			輸入相手国	主な商品		(2) 輸出入外取引	☐ 有	☐ 手数料	☐ ロイヤルティ	☐ 役務の提供
			輸出相手国	主な商品			☐ 無	☐ 証券の売買	☐ 金銭の貸借	☐ 不動産の売買
			その他	()						
(1) 期末従業員		5 P C 利用状況	(1) P C の利用	☐ 有	(2) P C のS	☐ Windows	☐ Mac	☐ Linux		
			(3) P C の利用形態	☐ 財務管理	☐ 給与管理	☐ 在庫・販売管理	☐ 生産管理			
			(4) 会計ソフトの利用等	☐ 有	☐ 無	8 管理者の状況	(1) 区分	氏名	代表者との関係	
			(5) 会計ソフト名		(2) 現金			☐ 親族	☐ 他人	
(6) メールソフト名		(3) 通帳		☐ 親族	☐ 他人					
計		(7) 電帳法適用状況	☐ 優良	☐ 一般	☐ スキヤナ	(2) 試算表の作成状況	☐ 毎月	☐ おおむね月ごと	☐ 決算時のみ	
計のうち代表者家族数						(3) 源泉徴収対象所得	☐ 給与	☐ 報酬・料金	☐ 利子等	
						(4) 当期課税売上高(単位: 千円)		☐ 配当	☐ 非居住者	☐ 退職

5 P C 利 用 状 況	(1) P 利 C の用	☐ 有	(2) P O C のS	☐ Windows	☐ Mac	☐ Linux
		☐ 無		☐ その他 (		
	(3) P C の 利用形態	☐ 財務 管理	☐ 給与 管理	☐ 在庫・販 売 管 理	☐ 生産 管理	
	(4) 会計ソフトの利用等	☐ 有		☐ 無		
	(5) 会計ソフト名					
	(6) メールソフト名					
	(7) 電帳法適用状況	☐ 優良	☐ 一般	☐ スキ ャナ		

➤ 具体的な記載要領は次のとおりです。

法人事業概況説明書（表面）

【記載要領の変更点】

会計ソフトを利用して、過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良な電子帳簿の保存等を行っている場合には、その旨を記載できるよう「(5)会計ソフト名」欄の記載方法を変更。

(変更後)

令和6年3月1日以後終了事業年度分から不要

用状況

(5)会計ソフト名 ●●ソフト（軽減）

(6)メールソフト名

(7)データの保存先 ☐ クラウド ☐ 外部記憶媒体 ☐ PCサーバー

過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たす場合には、会計ソフトの名称の末尾に「（軽減）」と記載。

法人事業概況説明書（裏面）

【記載要領の変更点】

国税関係帳簿ごとに優良な電子帳簿の要件を満たして保存等を行っているかどうかを記載できるよう「15 帳簿類の備付状況」欄の記載方法を変更。

令和5年3月1日以後に提出するものから変更

(変更後)

15 帳簿類の備付状況

帳簿書の名称	
総勘定元帳	☐
仕訳帳	☐
固定資産台帳	☐
経費帳	☐
売掛帳	☐
買掛帳	☐

優良な電子帳簿の要件を満たして保存等を行っている帳簿には、末尾に「○」と記載。

様式・記載要領については、こちら ⇒ [法人事業概況説明書（税務署所管法人用）](#)

令和5年2月



国税庁

「法人事業概況説明書」の様式が改訂されます。

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

国税庁においては、事業者におけるデジタルの更なる活用を進めることにより、単純誤り防止による正確性の向上が図られるなど、簡単・便利に、効率的で誤りのない申告を実現できる環境を目指しています。

今般、事業者の方々のデジタル化の状況を含め、その法人の経理状況等を把握するため、令和6年3月1日以後終了事業年度分より使用していただく法人事業概況書の様式を改訂します。

電子帳簿保存法の適用状況

- 「優良な電子帳簿」に係る正確なご理解及びその活用に資する観点から、過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良な電子帳簿の保存等を行っている場合には、これまで会計ソフト名の末尾に「●●ソフト（軽減）」と記載していただいたところです。
- 今回の改訂により、新たに設けた「電帳法適用状況」欄の「優良」に「○」を付していただくことで、会計ソフト名の末尾に「（軽減）」の記載が不要となりました。

年末調整関係書類の電子化の状況

- 年末調整事務における電子化の状況を把握するため、新たに「年末調整関係書類の電子化の状況」欄を設けました。
※ この項目は、源泉所得税の税理士関与がない場合は、記載を省略していただいて差し支えありません。

【表面】 電子帳簿保存法の適用状況について

電子帳簿保存法の適用状況を記載するための項目として、「(7)電帳法適用状況」欄を設けました。

[illegible]

前

(7) データの保存先	☐ クラウド	☐ 外部記憶媒体	☐ P C サーバ
-------------	----------------------------	------------------------------	-------------------------------

後

(7)電振法適用状況	 優良	 一般	 スキヤナ
------------	--	--	--

記載要領の見直し

これまで、電子帳簿保存法の過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良な電子帳簿の保存等を行っている場合には、「(5)会計ソフト」欄に記載するソフトの名称の末尾に「(軽減)」と記載していただいていたが、様式の改訂に伴い、不要となりました。

電子帳簿保存法の体系

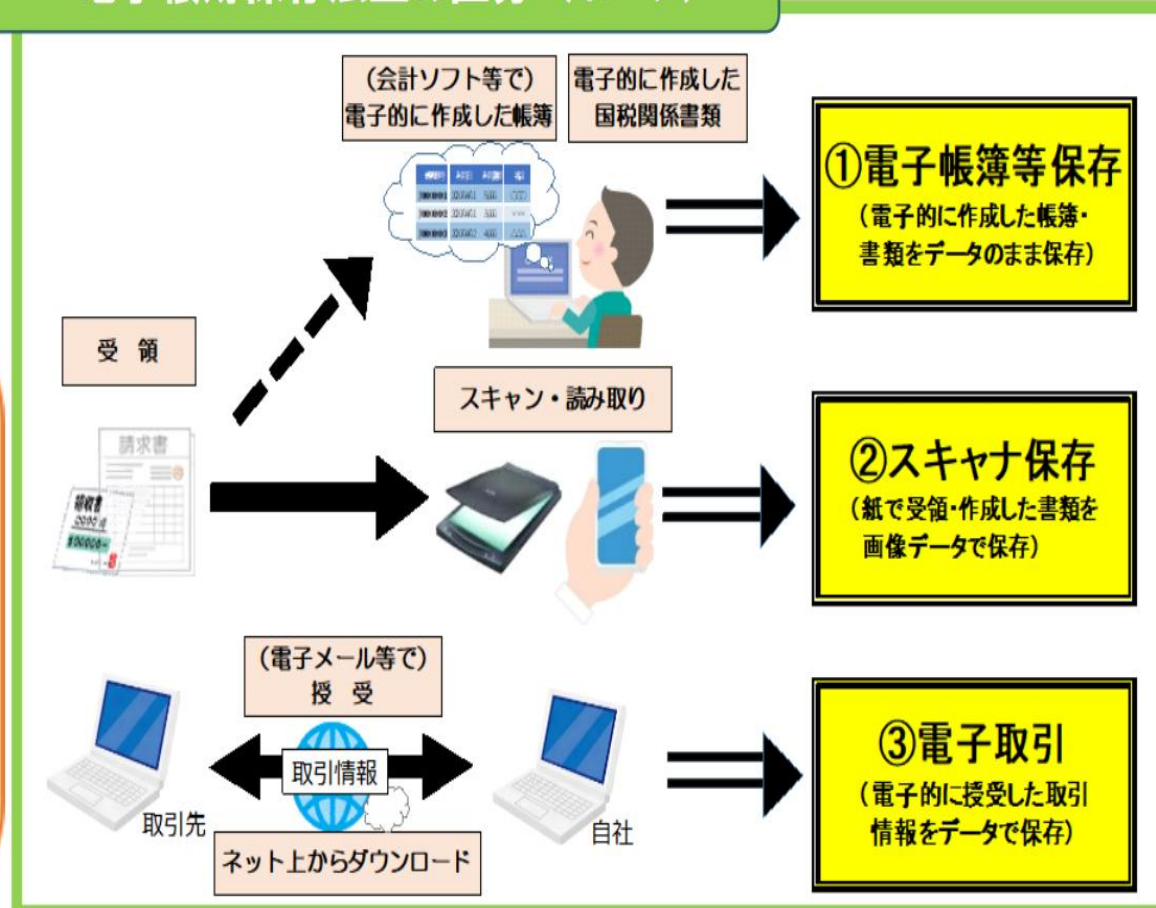
導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、
どのようなものですか？



A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



(出典：国税庁パンフレットを基に作成)

電子取引に係るデータ保存制度

申告所得税・法人税の保存義務者が電子取引を行った場合、その取引情報に係る電磁的記録を一定の要件により電子で保存しなければならない。

- 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない（電帳法7条）。
- 保存義務者 国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者をいう（電帳法2条四号）。
- 国税に関する法律とは、国税通則法のほか、所得税法、法人税法、消費税法、酒税法などの課税実体法やその特例である租税特別措置法等の様々な法律が含まれる（国税通則法精解より）。

令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報から、書面等に出力して保存することができなくなり、電子データによる保存が義務化。

提供を受けた電子インボイスの保存

- ① 仕入れ税額控除には、帳簿＋適格請求書（インボイス）などの請求書等の保存が必要。
- ② 提供を受けた電子インボイスは、電帳法の電子取引に係るデータ保存制度の要件に従って保存する必要。
- ③ ただし、消費税法では、電子インボイスを紙にアウトプットしたものを保存することもできる。⇒電子での一元管理による業務の効率化には資さない。法人税等の保存義務者でもある場合は電帳法により電子取引データの保存が必要！
- ④ 提供した電子インボイスについても同様の要件により保存する必要。

申告所得税・法人税の保存義務者が電子取引を行った場合、その取引情報に係る電子データを一定の要件により電子で保存しなければならない

項 目	定 義	内容・考え方
電子取引	取引情報の授受を電磁的方式により行う取引(電帳法2五)	取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は<u>通信手段を問わず全て該当(電帳通2-2)</u> 【具体例】 (1) いわゆるEDI取引 (2) インターネット等による取引 (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます。） (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引
取引情報	取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項(電帳法2五)	<u>紙で授受した書類と同様の内容の情報を電子で授受した場合には、その電子データを保存しなければならないとされているもの。</u>例えば法人税法における青色申告法人の書類の保存義務規定では、「取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し」を保存しなければならないこととされている(法人税法施行規則59①三)。

紙と電子取引データで保存義務の範囲は変わるのか？

令和6年1月施行前後で、電子取引データの保存範囲は変わりません。

また、法人税法及び所得税法において、「取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し」を保存することとされており、電子帳簿保存法における電子取引データの保存範囲もこれらの書類を紙で保存する場合の保存範囲と変わりありません。

従業員を雇用する際に交付等する「労働条件通知書」や「雇用契約書」には、通常、契約期間、賃金、支払方法等に関する事項が記載されており、これを電子で授受した場合も保存範囲となります。

保存すべき取引情報の保存に当たっての留意点

留意事項	注意点
整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要。	受信・送信情報とも暗号化されたものでないものを保存。 ただし、暗号化前の状態で速やかに確認することができる場合は暗号化後のデータの保存も可能。
取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存する必要があるか。	<u>確定情報のみを保存</u> することとしている場合を容認
取引情報に係る電磁的記録とは。	あらかじめ授受されている単価等のマスター情報を含んで出力される必要。
見積りから決済までの取引情報の保存方法	取引先、商品単位で一連のものに組み替える、又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集（取引情報の内容を変更することを除く。）をしたものを保存することを容認

（出所：電帳通7-1より作成）

電子取引に係るデータ保存制度の保存要件 (申告所得税・法人税の保存義務者が電子取引を行った場合)

	要 件
可視性の原則	電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け（自社開発のプログラムを使用する場合に限る。）
	見読可能装置の備付け等
可視性の原則	検索機能の確保 ・ 検索項目の取引年月日、取引金額、取引先について検索できること。 ・ 範囲指定、項目組合せにより検索できること(税務調査でダウンロードの求めに応じる場合は不要)。 ◎税務調査においてダウンロードの求めに応じる次に掲げる者にはすべての検索要件を不要。 ・ 前々事業年度等の売上高5千万円（令和5年までは1千万円）以下の者 又は ・ データを出力した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。）の提示・提出の求めに応じることができるようにしている者(令和6年以降)
	次のいずれかの措置を行う。 ① タイムスタンプが付された後の授受 ② 授受後2月以内にタイムスタンプを付す ③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用 ④ 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け
新たな猶予措置	・ 税務署長が相当の理由があると認める場合(手続不要)で、かつ、 ・ 税務調査等の際に①データを出力した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)を提示・提出できるようにしている、かつ、②<u>ダウンロードの求めに応じることができるようにしている</u>場合には、上記の保存要件にかかわらず、電子取引データを単に保存しておくことができる(令和6年以降)。 【令和5年末までの宥恕措置は適用期限到来をもって廃止。】

ダウンロードの求めに応じる方法

「国税に関する法律の規定による……電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、税務職員からのダウンロード（電磁的記録を複製した写しの提出）の求めがあった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいう。

「その要求に応じること」とは、税務職員の求めの全てに応じた場合をいい、一部でも応じない場合は要件に従って保存等が行われていないことになる。

また、ダウンロードの求めの対象は、備付け及び保存が行われている国税関係帳簿等が対象となり、その電磁的記録の提出については、税務職員の求めた状態で提出される必要がある。

(電帳通7-9(4-14))。

問 ダウンロードの求めに応じるとは、電磁的記録を出力した書面の提示等やディスプレイの画面を提示でもよいのか。

答 ダウンロードの求めに関する要件は、保存義務者において検索機能の確保の要件等に対応することが困難な場合であっても、保存すべき電磁的記録を複製した写しとしての電磁的記録が税務当局に提出されれば、税務当局の設備等を用いて検索等を行うことができることを踏まえて設けられたもの。

そのため、このダウンロードの求めは、あくまで電磁的記録を複製した写しとしての電磁的記録の提出を求めるものであり、保存している電磁的記録を出力した書面を提示又は提出したり、電磁的記録を出力したディスプレイの画面を提示したりしたとしても、ここでいうダウンロードの求めに応じたこととはならない。

(出所: 国税庁電帳法取扱通達解説 (趣旨説明) 7-9 (4-14) より作成)

令和6年以降の電子取引データ保存の保存方法（その1）

検索機能の確保の要件の見直し

税務調査において電子データのダウンロードの求めに応じる場合

- ◆ 前々事業年度等の売上高5千万円（改正前1千万円）以下の者、
or
- ◆ データを出力した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。）の提示・提出の求めに応じることができるようにしている者

ダウンロードに
応じて、売上
千万円以下

ダウンロード
に応じて、書
面に出力

③ 検索要件以外の保存要件により電子データを保存(検索要件全て不要)

令和6年以降の電子取引データ保存の保存方法（その2）

新たな猶予措置(恒久措置)の創設

① 原則：保存要件にしたがって電子データを保存

⇒システム対応等の相当の理由により保存要件にしたがった保存を行うことができなかった事業者については新たな猶予措置が適用可

新たな猶予措置の適用要件

- ・ 税務署長が相当の理由があると認める場合（手続不要）
- ・ 税務調査等の際に㉠データを出力した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）を提示・提出できるようにしている、かつ、㉡データのダウンロードの求めに応じることができるようにしている。

手続不要で猶予措置を適用

② 保存要件にかかわらず電子データを保存

（注）令和5年末までの宥恕措置は適用期限到来をもって廃止。



「相当の理由」の意義

- 「相当の理由」は、この規定が電子取引の取引情報に係る電子データの保存要件への対応が困難な事業者の実情に配意して設けられたものであることから、例えば、その電磁的記録そのものの保存は可能であるものの、保存要件に従って保存するためのシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった、自己の責めに帰さないとは言い難いような事情も含め、要件に従って電磁的記録の保存を行うことが困難な事情がある場合を対象とするもの。
- 資金的な事情を含めた事業者の経営判断についても考慮がなされることとなる。
- ただし、システム等や社内でのワークフローの整備が整っており、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存できる場合や資金繰りや人手不足等のような理由ではなく、単に経営者の信条のみに基づく理由である場合等、何ら理由なく保存要件に従って電磁的記録を保存していない場合には、この猶予措置の適用はない（出所：国税庁電帳法取扱通達解説（趣旨説明）7－12より作成）。
- 電子取引のデータそのものの保存は可能であるものの、検索機能の確保の要件を満たすための準備が間に合わない場合についても適用がある（出所：国税庁電

法人・個人事業者の皆様へ



電子取引データを適切に保存できていますか？



国税庁担当者

メールで受領した請求書の電子データを保存するようにしていますが、法令の要件にきちんと対応できているか不安で…

ご安心ください。電子帳簿保存法に則った電子取引データの保存方法を確認していきましょう！



経理担当者

そもそも こういった電子取引データを保存する必要があるの??

取引に関して、書面でやりとりしていた場合に保存が必要な書類 **(注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など)** に相当する電子取引データを受領 **又は交付** した場合、その電子取引データの電子保存が義務付けられています。



なるほど！ 保存が必要になるのは請求書だけではない ですね！

そのとおりです。次は電子取引データ保存のルールを見ていきましょう。



原則的な電子取引データ保存のルールは3つ！！

① 改ざん防止のための措置をとること

具体的には、次のいずれかの措置をとることが必要です。

- タイムスタンプが付与されたデータを受領
- 受領したデータにタイムスタンプを付与
- 訂正・削除の履歴が残るシステム等で授受・保存
- **改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け**

専用のシステムを導入しない方法もあります！

② 保存データを確認するためのディスプレイやプリンタ等を備え付けること

③ 「日付・金額・取引先」の3つの要素で検索できること

加えて、次のいずれかの措置をとることが必要です。

- 日付又は金額での範囲指定検索・2つの要素を組み合わせた検索ができること
- 税務調査等の際に電子取引データのダウンロードの求めに応じることができること

注 「基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下の方」等は、電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしていれば、③の検索要件を満たす必要はありません。

我が社は②③の要件は満たしていますが、①の改ざん防止のための措置が不十分であることがわかりました。**早速、事務処理規程の策定などを進めたい**と思います。



よろしくお願いします。なお、①から③のいずれかに対応していない場合でも、対応までの間は猶予措置が設けられています。



原則的な保存ルール③の検索要件は簡易な方法による対応が可能です！！

保存した電子取引データについて「日付・金額・取引先」で検索をできるようにしておく必要がありますが、例えば次のような方法でも、③の検索要件を満たすことが可能です。

- i 表計算ソフト等で索引簿を作成し、索引簿を使用して電子取引データの検索を可能とする方法
- ii 規則性をもったファイル名（日付・金額・取引先の順番で表記）のデータを特定のフォルダに集約することにより、取引データの検索を可能とする方法

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書

 20240331_110000_(株)霞商店.pdf
 20240210_330000_国税工務店(株).msg
 20240228_330000_国税工務店(株).pdf
 20241217_220000_(株)霞商店.msg

原則的な電子取引データ保存のルールに対応するまでの猶予措置！！



原則的な保存ルールへの対応が間に合わない場合でも、次の(1)と(2)の両方を満たす場合には、電子取引データを保存しておくだけで大丈夫です！

- (1) 原則的な保存ルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合

※ 事前届出は不要で、「人手不足」「システム整備の資金不足」「システム整備が間に合わない」なども相当の理由として認められます。

- (2) 税務調査の際に、

- ・ 電子取引データのダウンロードの求め 
 - ・ 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め 
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合

まずは、電子取引データを消さずに保存することが重要なんですね！



そのとおりです。これで電子取引データの保存はバッチリですね！



電子取引データ保存要件チェックシート

(申告所得税及び法人税に係る国税関係帳簿書類の保存義務のある全ての方が対象)

電子取引を行っていますか？(法25)

電子取引とは、取引に関して、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データを受領又は交付することをいいます。

例えば、(1)いわゆるEDI取引、(2)インターネット等による取引、(3)電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルの場合を含む。）、(4)インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引をいいます。

取引先からのメール、EDI、クラウド等で受領した見積書・納品書・請求書、ECサイトで購入した商品の請求書や領収書、インターネットのみで確認できるクレジットカード、ネットバンキング、水道光熱費などの明細書等があれば電子取引に該当します。



YES



Noの場合は電子取引データを保存する必要はありません。

1

☐ **改ざん防止の措置を行っている（規 4 ①一～四）**

いずれかの改ざん防止のための措置をとる必要があります。

- ① タイムスタンプが付与されたデータを授受
- ② 受領したデータにタイムスタンプを付与
- ③ 訂正・削除の履歴が残るシステム等でデータを授受・保存
- ④ 改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け

改ざん防止措置への対応のポイント

専用のシステムを導入しない方法として「④改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け」といった方法もあります。国税庁HPにも、事務処理規程のサンプルが掲載されていますので活用ください。

2

☐ **ディスプレイ・プリンタを備え付けている（規 2 ②ニ）**

ディスプレイやプリンタ等の性能や設置台数等は、要件とされていませんが、税務調査等において当該電子取引データを確認できるようにする必要があります。

備付け要件への対応のポイント

スマートフォンのみで取引を行っている場合など、パソコンやプリンタ等を保有していない場合でも、近隣の有料プリンタ等により速やかに出力できれば、この備付け要件を満たしているものと取り扱われます。

3

☐ **3つの記録項目で検索できる（規 2 ⑥五イ）**

「取引年月日」、「取引金額」及び「取引先」の3つの記録項目で検索できる必要があります。

NO

☐ **以下のいずれかに該当する（規 4 ①）**

次のいずれかに該当する必要があります。

- ・ 基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下
- ・ 電子取引データを出力した書面を、取引年月日及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている。

YES

☐ **範囲指定・組合わせ検索ができる（規 2 ⑥五ロハ）**

次の検索要件をいずれも満たしている必要があります。

- ・ 「取引年月日」又は「取引金額」の項目について、範囲指定をして検索できること（範囲指定検索）
- ・ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて検索できること（組合せ検索）

NO

☐ **税務調査等の際にダウンロードの求めに応じることができる（規 4 ①）**

税務調査等の際に税務職員からの電子取引データのダウンロードの求め（データの提示・提出の要求）があった場合に、求めに応じることができるようにしておく必要があります。

YES 「3」の要件を満たしています。

YES 「3」の要件を満たしています。

1 **2** **3** 全てに YES

原則的な保存要件を満たしています。

「1」～「3」の
どれかひとつでも
NO

原則的な保存要件に対応するまでの猶予措置に関して、以下の 1 2 の要件を共に満たしていますか？（規 4 ③）

1

☐ 保存できなかったことについて相当の理由がある（規 4 ③）

相当の理由とは、例えば、「システム等の整備が間に合わない」「人手不足」「システム整備の資金不足」など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合が該当します。

2

☐ 税務調査等の際に対応ができる（規 4 ③）

税務調査の際に税務職員からの
① 電子取引データのダウンロードの求め（データの提示・提出の要求）
② 電子取引データを出力した書面の提示・提出の求め
があった場合に、求めに応じることができるようにしておく必要があります。



1

2

共に ☒ YES

猶予措置の適用を受けることができます。



「1」・「2」のいずれかNO

猶予措置を含めてルールに従った保存ができていません。
（上記原則的な保存要件「1」～「3」又は猶予措置の要件「1」「2」をご確認ください。）

優良な電子帳簿 最低限の要件を満たす電子帳簿

電子帳簿の保存要件(自己が一貫して電子で作成) ※事前承認制が廃止され2種類の保存制度に構成!!

優良な電子帳簿

事前届出により加算税軽減

訂正・削除・追加履歴の確保	帳簿間の相互関連性確保	システムの開発関係書類等の備付け	見読可能装置の備付	検索機能の確保(取引年月日、金額、取引先に限定)
---------------	-------------	------------------	-----------	--------------------------

注；一定の国税関係帳簿（青色申告者、消費税事業者の備付ける帳簿）の保存を行う者については過少申告加算税を5%軽減する。

※令4.1.1以後に法定申告期限等が到来する国税から適用

最低限の要件を満たす電子帳簿

事前手続なし

システムの開発関係書類等の備付け	見読可能装置の備付	税務調査でダウンロードの求めに応じる
------------------	-----------	--------------------

注；正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。

※令4.1.1以後に備付け開始する帳簿、保存を行う書類から適用。

問「最低限の要件を満たす電子帳簿」のダウンロードの求めに応じることができるようにしておく保存要件について、その帳簿データを画像ファイルやPDF形式に変換して保存することは可能か。

答 一般的には検索性等の劣るものと考えられる。

したがって、検索性等を備えたデータ（CSV形式等）も併せて保存しているなどの特段の事情がない限り、その画像ファイルやPDF形式に変換して保存されている帳簿データを提示・提出できるようにしている場合であっても、ダウンロードの求めに応じることができるようにしておく保存要件を満たして保存していることにはならない。

これは、ダウンロードによりデータが提供されることにより、税務当局では、必要なデータの検索や訂正・削除・追加の有無等を確認することが可能となり、税務調査の適正性・効率性を一定程度確保するため、この要件が定められている。

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置

優良な電子帳簿について、**あらかじめその旨の届出書を提出**した一定の国税関係帳簿（個人・法人の青色申告者、消費税事業者の備付ける帳簿）の保存を行う者については、**過少申告加算税を5%軽減**することが新たに規定された（電帳法8④）。

「**最低限の要件を満たす電子帳簿**」として備付け及び保存に代えている国税関係帳簿（電帳法8④）であって、

修正申告等の起因となる事項に係る**所得税、法人税及び消費税**に関する帳簿(電帳規5①)

のうち

あらかじめ、これらの帳簿に係る電磁的記録に記録された事項に関し修正申告等があった場合には電帳法8④の**適用を受ける旨の届出書を提出**している場合におけるその帳簿（電帳規①）

上記の帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存が、

国税の納税義務の適正な履行に資するものとして、①訂正・削除・追加履歴の確保、②帳簿間の相互関連性確保、③検索機能の確保の**保存要件を満たしている場合**で(電帳規5⑤一)

課税期間の初日以後（政令2）引き続き**要件を満たして保存**が行われているものに修正申告等があった場合 ⇒ **過少申告加算税が5%軽減**

過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿の対象帳簿の範囲

軽減措置の適用を受けようとする税目（所得税・法人税・消費税）に係る帳簿を保存要件に従って保存する必要（所得税・法人税については一定のものを除く。）

所得税 所得税法上の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（所規58①、63①）

法人税 法人税法上の青色申告法人が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（法規54、59①）

消費税 消費税法上の事業者が保存しなければならないこととされる次の帳簿

- (イ) 課税仕入れの税額の控除に係る帳簿（消法30⑦⑧一）
- (ロ) 特定課税仕入れの税額の控除に係る帳簿（消法30⑦⑧二）
- (ハ) 課税貨物の引取りの税額の控除に係る帳簿（消法30⑦⑧三）
- (ニ) 売上対価の返還等に係る帳簿（消法38②）
- (ホ) 特定課税仕入れの対価の返還等に係る帳簿（消法38の2②）
- (ヘ) 資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは課税貨物の保税地域からの引取りに関する事項に係る帳簿（消法58）

（注）課税貨物の保税地域からの引取りを行う事業者については、上記（ハ）及び（ヘ）（課税貨物の保税地域からの引取りに関する事項に係るものに限る。）が対象帳簿となる。また、資産の譲渡等又は課税仕入れを行う事業者は、それ以外の帳簿が対象となる。

電子帳簿等保存制度の保存要件

自己がコンピュータを使用して作成する帳簿書類が対象

要 件	改正前		現行		
	帳簿	書類	優良な電子帳簿	最低限の要件を満たす電子帳簿	書類
電磁的記録の訂正・削除・追加の事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システムの使用	○		○		
帳簿間での記録事項の相互関連性の確保	○		○		
システムの開発関係書類等の備付け	○	○	○	○	○
見読可能装置の備付け等	○	○	○	○	○
検索機能の確保	○	○	○		
税務調査でダウンロード応じる				○	○
税務署長の承認	○	○			

注：1優良な電子帳簿について一定の国税関係帳簿（青色申告者、消費税事業者の備付ける帳簿）の保存を行う者で事前に届出を提出した者については過少申告加算税が5%軽減される。

2現行の検索機能は検索項目を取引年月日、金額、取引先に限定。税務調査でダウンロードの求めに応じる場合には範囲指定・項目組合せ機能を不要。

3最低限の要件を満たす電子帳簿は正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。

スキャナ保存

スキャナ保存の要件の考え方

- スキャナ保存は、電磁的記録の保存をもって書類での保存に代えることができることから、スキャナ保存後は紙原本を破棄することができる
- スキャナで読み取る前の紙段階で改ざんされた場合には、紙質、筆圧等の情報が消失し、不正把握の重要な端緒が消失してしまい、改ざんの発見が困難になる
- したがって、まず入口として税額算出のために最も基本的書類である帳簿や決算関係書類を対象から外し、対象書類を重要書類と一般書類に区分し、入力期限の制限等の真実性の確保のための要件や見読可能性装置の備付等の可視性の確保のための要件に軽重を付けて保存要件を課している
- 法的証拠能力が紙文書に比べると劣る電子化文書について、これらの要件を確実に実行することにより、紙と同等の真正性が確保される
- 適正公平な課税を確保するため、真実性・可視性を確保できる要件の下、スキャナ保存制度が認められている
- 紙取引と電子取引が混在する中、スキャナ保存により電子での一元管理が可能となり、経理の電子化が進められる

青色申告法人の帳簿書類の保存期間（法人税法施行規則59①②）

	保存が必要なもの	保存期間
帳 簿	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳など	起算日から7年間
決算関係書類	棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類	
書 類	スキャナ保存の対象書類  取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し	

スキャナ保存制度の保存要件の見直し

要 件	重要書類	一般書類	R5改正
入力期間の制限(書類の受領等後又は業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに入力)	○		
一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り(一般書類はグレースケール可)	○	○	
タイムスタンプの付与	○	○	
読み取った解像度等及び大きさ情報の保存(一般書類は大きさ情報不要)	○	○	不要
バージョン管理 (訂正又は削除の事実及び内容の確認)	○	○	
入力者等情報の確認	○	○	不要
スキャン文書と帳簿との相互関連性の保持	○	○	一般書類は不要
見読可能装置の備付け(一般書類はグレースケール可)	○	○	
システムの開発関係書類等の備付け	○	○	
検索機能の確保	○	○	

(注1) 重要書類とは、資金や物の移動に直結・連動する書類で、契約書、領収書、納品書、請求書など

一般書類とは、重要書類以外の書類で見積書、注文書、検収書など

(注2) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類に適用される。

重加算税の加重制度

スキャナ保存・電子取引に係るデータ保存制度の適正な保存を担保するため、電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の加重措置を導入(電帳法8条5項)(電帳政令4・5条)

スキャナ保存又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、

その税額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装していたところに基づき当該期限後申告等をしていたときの重加算税の額については、

通常課される重加算税の額に当該期限後申告等に係る重加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額に限る。）の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

(注)令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用（附則第82条）

消費税に関して電磁的記録の適正な保存を担保するため、電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の加重措置を導入
(消費税法59条の2)(消費税法施行令71条の2)

事業者により保存されている電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、

その税額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は 仮装していたところに基づき当該期限後申告等をしていたときの重加算税の額については、

通常課される重加算税の額に当該期限後申告等に係る重加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額に限る。）の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

（注）電帳法8⑤と消法59条の2①の規定による重加算税の加重措置については重複適用がない。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する消費税について適用（附則第12条）

加重対象となる不正の例

スキャナ保存	電子取引データ保存
◎ 保存しているスキャナデータを直接改ざんした場合 ◎ スキャナ保存される前の紙段階で不正があった場合 ◎ 通謀等により相手方から受領した架空の請求書等をスキャナ保存している場合	◎ 保存している電子取引データを直接改ざんした場合 ◎ 電子取引データの作成段階で不正があった場合 ◎ 通謀等により相手方から受領した架空の取引データを保存している場合

(出典：電子帳簿保存法取扱通達8-21に基づき作成。)

重加算税の加重措置の適用関係①

●加重措置の対象税目

スキャナ保存による加重対象は全ての税目が、電子取引データ保存による加重対象は、申告所得税及び法人税がそれぞれ対象となる。

●スキャナ保存と電子取引データ保存の保存データそれぞれに改ざんがあった場合

一つの取引について、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行うスキャナ保存と電子取引データ保存のデータがあった場合に、各々に改ざん等があったときには、電帳法8条第5項が適用され、重加算税の加重措置が適用される。

●電帳法と消費税法の重加算税の加重措置の重複適用排除

保存するインボイスに関し、日々の納品書はEDIにより提供を受け、月次の請求書を書面で受領して、納品書に係る電子データと紙の月次請求書を併せてインボイスの記載事項を満たすものとして保存していた場合、納品書に係る電子データは消費税法令の規定により保存し、月次請求書は電帳法の規定によりスキャナ保存をしている場合、消費税に係る保存義務者がこれらに対してそれぞれ行う改ざん等については電帳法8条5項と消費税法59条の2第1項の両方の規定による重加算税の加重措置が重複適用されることはなく、電帳法8条5項の規定による10%の重加算税の加重措置が適用される。

重加算税の加重措置の適用関係②

●電帳法 8 条 5 項（スキャナ保存等による加重）と通則法 68 条 4 項（累犯加重）の重複適用

例えば過去 5 年以内に無申告加算税又は重加算税を課された（通法68④）納税者が、電子データの記録事項に関連した偽装・隠蔽に基づく期限後申告等を行ったことが判明した場合には、電帳法 8 条 5 項による重加算税の 10%加重措置と国税通則法 68 条 4 項による重加算税の 10%加重措置のいずれもが適用され、各々の重加算税の加重措置が適用されることとなり重複適用される。

ただし、電帳法 8 条 5 項の規定による重加算税の加重措置と消費税法第 59 条の 2 第 1 項の規定による重加算税の加重措置については重複適用されない。

（出典：電子帳簿保存法取扱通達8-23に基づき作成。）

●消費税の重加算税加重制度の不適用

電帳法では、他者から受領したデータとの同一性が十分に確保されないことから電子取引データの紙出力による保存は廃止された。一方、消費税法令においては、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどを勘案して紙出力による保存も認められている。

従って、消費税法令では、紙出力した書面等を保存している場合には、電子データの保存は不要となるため、電子データの保存がなければ重加算税加重措置が適用されないことは明らかであるが、紙出力した書面等とその電子データがともに保存されている場合には適用関係が不明確になるため、紙出力した書面等を保存している場合には、電子データの保存の有無にかかわらず、重加算税加重措置が適用されないことが確認的に規定されている(消規27の2)。

（出典：財務省「令和3年度税制改正の解説」に基づき作成。）

電子帳簿等保存制度に関する加算税の軽減・加重措置

加算税の種類	課税要件	課税割合 (対増差本税)	優良な電子帳簿 に記録された事 項に関して生じ る申告漏れ	スキャナ保存・ 電子取引の取引 情報に係る電磁 的記録に関して 生じる偽装隠蔽
過少申告加算税	期限内申告につ いて、修正告・ 更正があった場 合	10% 期限内申告税額と 50万円のいずれか 多い金額を超える 部分 15%	過少申告加算税 を 5 %軽減 ⇒5%・10% 除く重加算税対象 (所得税・法人税・ 消費税)	—
重加算税	偽装隠蔽があっ た場合	過少申告加算税・ 不納付加算税に代 えて 35% 無申告加算税に代 えて 40%	—	重加算税を10% 加算 ⇒45%・50% 過去 5 年以内に無 申告加算税又は重 加算税を課された ことがある場合 更に10%加算 ⇒55%・60%

デジタル化関連の令和7年度税制改正

請求書等を帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が新設されました

～ 令和7年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）の普及に向けて

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、事業者の方の生産性の向上や経営の高度化が期待されます。それらの事務の中でも、(1)請求や決済のやり取りがデジタルデータで行われ、(2)当該データが変更等されず保存されるとともに、(3)仕訳もデータ連携により記録され、(4)そのデータが税務申告・納税まで連携されるような場合、人手による入力作業を介さないため、事業者の事務負担の軽減や税務コンプライアンスの向上等を図ることが期待できます。

令和7年度税制改正の概要

令和7年度税制改正においては、このうち請求書等のデジタルデータ（電子取引データ）を自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が、電子帳簿保存法に新設され、それらの電子取引データを一定の要件（下記「送受信・保存の要件（ルール）」参照）を満たして送受信・保存を行う場合、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税の10%加重の適用対象^(※1)から除外すると共に、青色申告特別控除65万円を適用することができることとされています。^(※2)

(※1) 電子取引データは、紙の書類等を保存する場合に比べ、複製・改ざん行為が容易で、その痕跡が残りにくいという特性があることから、電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税を10%加重することとされています。

(※2) 重加算税の10%加重の適用除外は、令和9年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について、青色申告特別控除は令和9年分以後の所得税について適用されます。

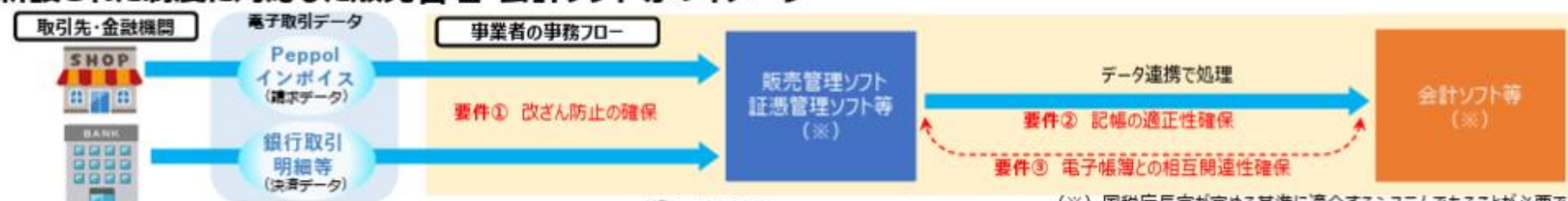
上記の税制上の措置を受けるためには、国税庁長官が定める基準に適合するシステム^(※3)を使用した上で、電子取引データを新設された一定の要件を満たして送受信・保存を行い、確認できるようにしておく必要があります。また、あらかじめ届出書の提出が必要です。

➤ 送受信・保存の要件（ルール）

	新設する送受信・保存の要件
I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】

(※3) 国税庁長官が定める基準に適合するシステムとは、①デジタル庁が管理する仕様に従って送受信されたデジタルインボイス（「Invoice JP PINT」又は「JP Self-Billing」）又は、②預貯金口座における決済データのいずれかの電子取引データについて、上記の新設された要件に従って保存できる機能を有するシステムのことをいいます。

➤ 新設された制度に対応した販売管理・会計ソフト等のイメージ



請求書等を帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が新設されました ～令和7年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要～

取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）の普及に向けて

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、事業者の方の生産性の向上や経営の高度化が期待されます。それらの事務の中でも、

- (1)請求や決済のやり取りがデジタルデータで行われ、
 - (2)当該データが変更等されず保存されるとともに、
 - (3)仕訳もデータ連携により記録され、
 - (4)そのデータが税務申告・納税まで連携されるような場合、
- 人手による入力作業を介さないため、事業者の事務負担の軽減や税務コンプライアンスの向上等を図ることが期待できます。

令和7年度税制改正の概要

令和7年度税制改正においては、このうち請求書等のデジタルデータ（電子取引データ）を自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が、電子帳簿保存法に新設され、それらの電子取引データを一定の要件（下記「送受信・保存の要件（ルール）」参照）を満たして送受信・保存を行う場合、その電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税の10%加重の適用対象（※1）から除外すると共に、青色申告特別控除65万円を適用することができることとされています。（※2）

（※1）電子取引データは、紙の書類等を保存する場合に比べ、複製・改ざん行為が容易で、その痕跡が残りにくいという特性があることから、電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税を10%加重することとされています。

（※2）重加算税の10%加重の適用除外は、令和9年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について、青色申告特別控除は令和9年分以後の所得税について適用されます。

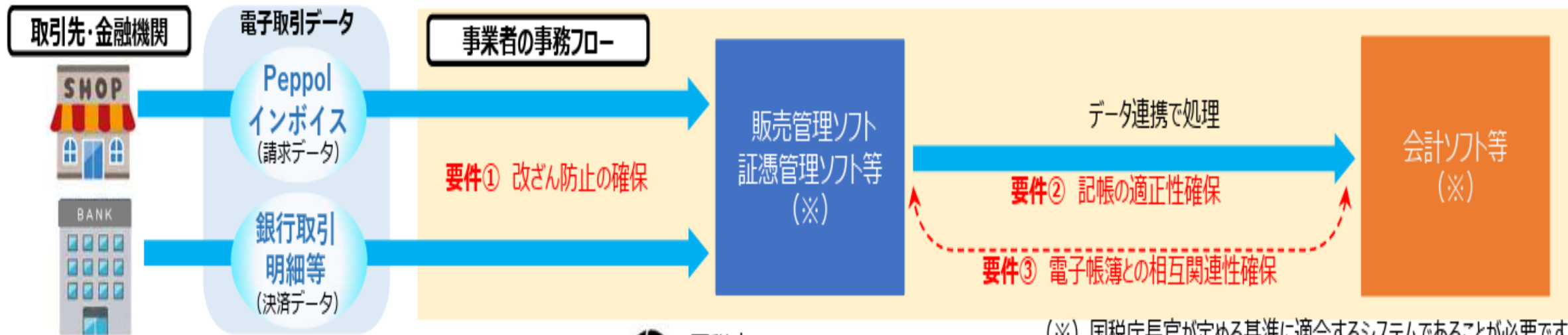
上記の税制上の措置を受けるためには、国税庁長官が定める基準に適合するシステム（※3）を使用した上で、電子取引データを新設された一定の要件を満たして送受信・保存を行い、確認できるようにしておく必要があります。また、あらかじめ届出書の提出が必要です。

（※3）国税庁長官が定める基準に適合するシステムとは、①デジタル庁が管理する仕様に従って送受信されたデジタルインボイス（「Invoice JP PINT」又は「JP Self-Billing」）又は、②預貯金口座における決済データのいずれかの電子取引データについて、上記の新設された要件に従って保存できる機能を有するシステムのことをいいます。

送受信・保存の要件（ルール）

	新設する送受信・保存の要件
I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】

新設された制度に対応した販売管理・会計ソフト等のイメージ



国税庁
(法人番号7000012050002)

(※) 国税庁長官が定める基準に適合するシステムであることが必要です。 72

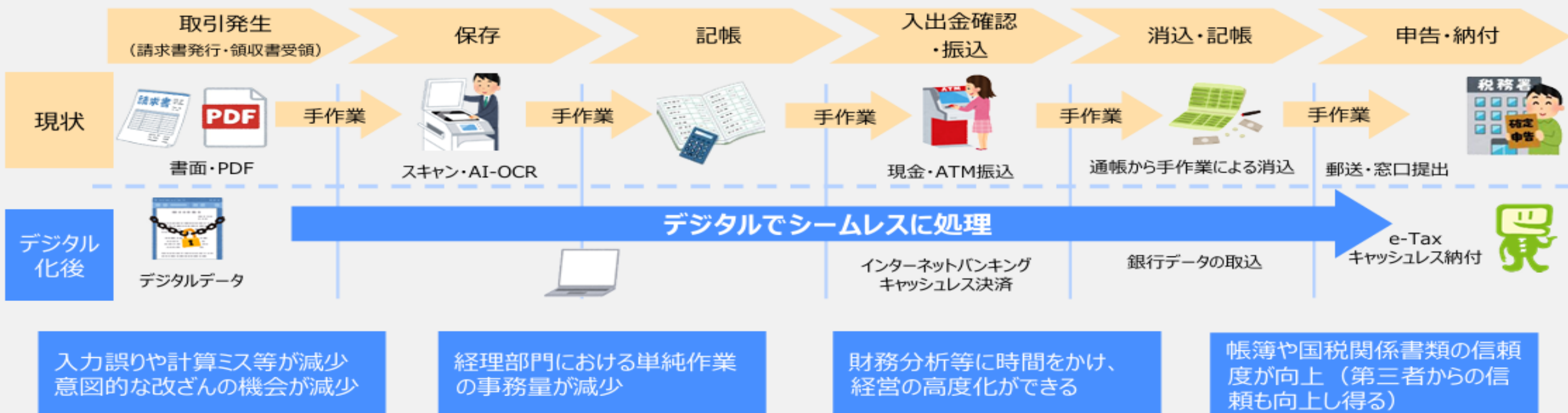
令和7年4月

デジタルシームレスによる効果

- 事業者における取引や税務関連情報のデジタル化により事業者、税務行政等に与える効果については以下のとおり。
- また、事業者や税務当局のみでなく税理士、支援機関、金融機関などが連携してデジタル化を進めていくことで、社会全体として効率化が進んでいくのではないかと。

(出所:R6.11.13税制調査会「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」)

事業者に対して見込まれる効果



税務行政に対して見込まれる効果

意図しない誤りを減らすだけでなく、意図的な原始資料の改ざんによる売上除外や架空経費などの不正リスクの低下

より悪質な納税者への税務調査に行政リソースを投入することができる。

その他

支援機関や税理士においても、単純チェックの作業が減少し、付加価値の高いサービスに集中でき得る。

デジタル社会にふさわしい仕組みとしてのデジタルシームレスの構築に向けて

- 現状、データ連携が可能なソフトは限定的。また、相手方の都合もあり、取引に係るやり取りは書面やPDF等が主流。
- 他方、将来の目指すべき姿は、統一規格のデータや個々のソフト間のAPI連携等が普及し、多くの事業者がデータ連携を行うようになることである。
- そのような将来像に向けて、税制において現状の制約を前提としつつも望ましいデジタル化の姿を明確にすることで、税務当局をはじめ関係機関・団体が連携して取り組んでいくことが考えられる。その上で、ソフトの発展や事業者への普及状況等をみつつ、必要な検討を継続していくことが考えられる。

現状と短期的な検討

【ソフト等の状況】

データ連携が可能なソフトは存在するが限定的
※特に異なるベンダーのソフト間

【事業者の状況】

書面・PDF等でのやり取りが主流
データ連携が可能なデジタルデータ
でのやり取りは少数

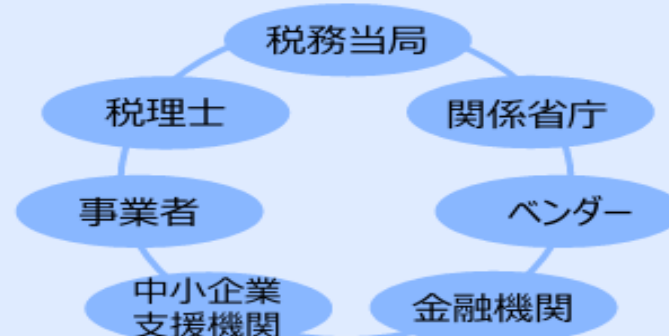


【税制を検討する場合の視点】

限定的な相手とではあっても、データ連携することに重点を置いて検討

中期的な取組・検討

税制上望ましいデジタル化の姿を明確化した上で、税務当局をはじめ関係機関・団体が連携して、デジタルシームレス普及に向けた取組



例えば次のような効果等を確認していく

- ・事業者の事務効率化等
- ・税理士・支援機関による相談対応や支援の高度化
- ・税務コンプライアンスの向上効果
- ・望ましいデータの規格や連携方法

【中期的な検討】

新たな技術やソフトの発展、事業者への普及状況等をみつつ、幅広い相手とのデータ連携に向けて必要な検討

将来像

【ソフト等の状況】

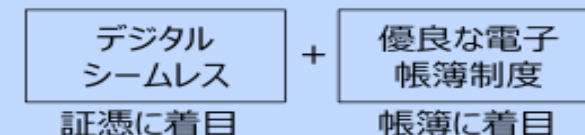
データ連携が可能なソフトが一般的となる

【事業者の状況】

データ連携が可能なデジタルデータ
でのやり取りが主流となる



【デジタルシームレスと優良な電子帳簿制度】



いずれも会計ソフト等が重要である点は共通であり、双方を満たすことが理想的

所得税の青色申告特別控除65万円の適用要件

区分	55万円の青色申告特別控除の適用要件
所得の種類	(a)不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでいること
記帳状況	(b)正規の簿記の原則により記帳していること
申告書等の提出状況	(c)貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付して確定申告期限内に提出していること

+

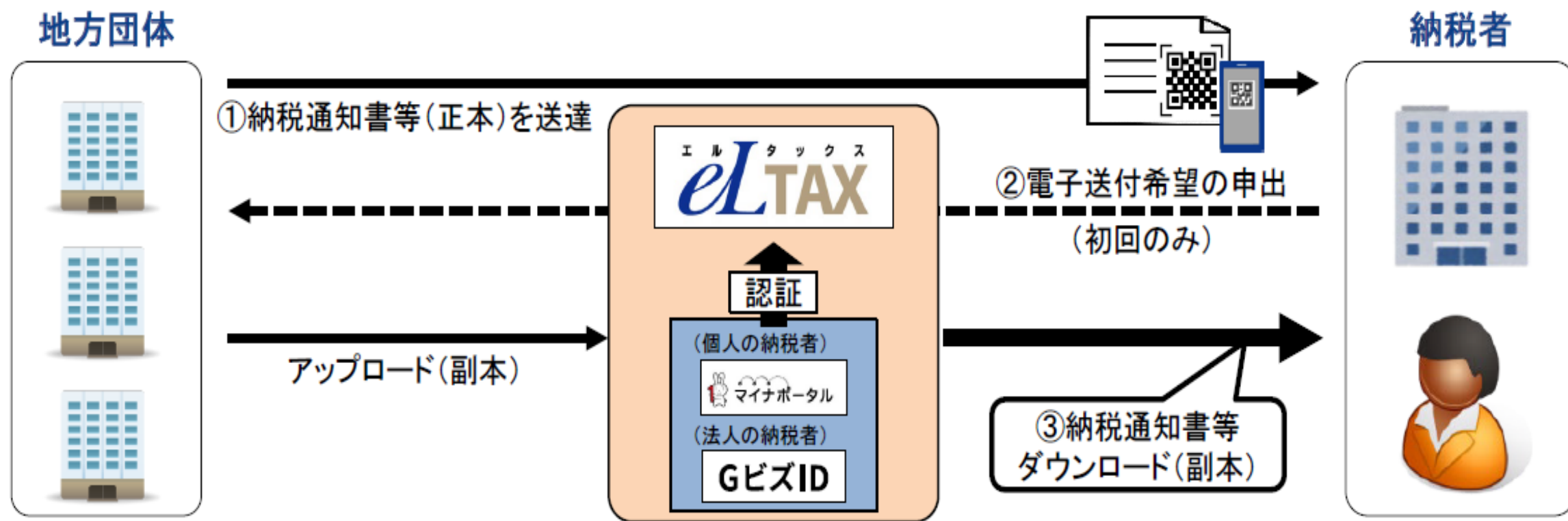
区分	65万円の青色申告特別控除の適用を受けるための追加要件
優良な電子帳簿の利用	①その年分の事業に係る仕訳帳および総勘定元帳について、「優良な電子帳簿」の保存要件を満たして備付け及び保存を行っていること
電子申告による提出	②確定申告書、貸借対照表および損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までにe-Taxを使用して行っていること

OR

区分	新たな青色申告特別控除65万円の適用要件(令和9年1月1日から)
デジタルデータのシームレス処理	①「特定電子計算機処理システム」を使用していること ② 電子取引の取引情報に係る電子データのうちその保存が電子取引のデータ保存制度の重加算税の加重措置の適用除外要件を満たすことができる者（一定の電子帳簿を保存している者に限る。） ③ あらかじめ届出書を提出していること

納税通知書等に係るeLTAX経由での送付

地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、eLTAXを経由して電子的に副本を送付することができることとされた。



(適用時期)

法人に対して送達する納税通知書等については令和9年4月1日以後に送達するものから、個人に対して送達する納税通知書等については令和10年4月1日以後に送達するものから、それぞれ適用される。

添付書面等記載事項等のスキャナ読取り等の要件の見直し等によるe-Taxの利便性の向上

e-Taxの利便性向上の観点から、e-Taxにより、申請書面等に記載すべき事項及び添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を、スキャナによる読取り等により作成したイメージデータを送信する場合等の要件について、次の改正が行われることとされた。

- ① その読取り等の要件を白色から黒色までの階調が256階調以上であること（現行：赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上であること。）とする。
- ② 提出可能なデータ形式について、ファイル形式にJPEG（JPG）形式を加える（現行はPDF形式に限定されている。）。

（注1）上記の改正に合わせ、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により申請等を行う際の送信可能なデータ容量を拡大する等のシステム改修が行われる予定。

現在は、1送信当たりのデータ容量はPDFファイル合計で最大14.0MB、ファイル数は最大136ファイルとなっている。

（注2）令和6年度税制改正で措置することとされた「GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上」について、GビズIDメンバーを活用して、企業の内部統制を担保しつつ、e-Taxの利便性の更なる向上に向けたシステム改修を行う予定。

（適用時期）令和10年1月1日施行。

本日のまとめ

1. 税務行政のDX化と税務調査・電子データ取引
2. 優良な電子帳簿・最低限の要件を満たす電子帳簿
3. スキャナ保存
4. 重加算税の加重制度
5. デジタル化関連の令和7年度税制改正

プロフィール

松崎 啓介（まつざき けいすけ）

松崎啓介税理士事務所 税理士 一般社団法人 租税調査研究会 主任研究員

昭和59年～平成20年 財務省主税局勤務 税法の企画立案に従事

（平成10年～平成20年 電帳法・通則法規等担当）

その後、大月税務署長、東京国税局 調査部特官・統括官、審理官、企画課長、審理課長、個人課税課長、国税庁監督評価官室長、仙台国税局総務部長、金沢国税局長を経て税理士登録。

主な著書に「暗号資産の税務処理と調査対応のポイント」、「Q&Aでわかる税理士のためのインボイス制度と改正電子帳簿保存法」（第一法規）、「デジタル化の基盤 電帳法を押さえる」（税務研究会）、「月刊税理 令和7年度税制改正の概要と実務ポイント（納税環境整備）」

（ぎょうせい）、「税務弘報 加算税賦課決定の適正性の判断軸「電子帳簿等保存制度」」（中央経済社）、「中小企業が知っておきたい！電子帳簿保存法 ポイントと対応」「中小企業のための電子取引データ・電子インボイス保存対応術」「税務調査官の視点で確認！電子帳簿等保存制度のチェックポイント」（清文社）、「国税当局が進める加算税の強化とそのねらい」（税経），等書籍や記事を多数執筆。

このほか、各税理士会やIT関係の各種セミナーにおいて多数講演を行っている。

